

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 3 月 30 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上福田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 24 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 4 経営体（うち 認定農業者 1 経営体、認定新規就農者 1 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 地域農業の将来のあり方

当地区は市の西端に位置し、谷津田が広がっている。集落内では農業者の高齢化が進んだ結果、農業者の減少に歯止めがかからない。

また、多面的機能維持支払に取り組み、地区内の農地保全に努めているが、水田では借受者がいるものの、畑においては借受者がいないため、耕作放棄地になってしまうのではないかと不安の声が上がっている。

一方、当地区の農家が中心となり、地区外の新規就農者を呼び込み、地区として新規就農者をバックアップする体制を新たに整えた。

今後は、農業センターや農地中間管理機構の協力のもと、認定農業者や認定新規就農者など地域の中心となる経営体への利用集積を進め、経営の低コスト化及び効率化の取組を通じて体質強化を図るとともに、新規就農者などの多様な担い手の確保・育成に努め、地域農業の維持・発展を目指す。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。